

保護者様

令和4年4月8日
大田区立馬込小学校

欠食による給食費の返金について

本校では、欠食に伴う給食費の返金を下記の要領にて行います。

記

1 病気等により長期に渡る欠食の場合

病気等により長期にわたって欠席する場合、「学校徴収金に関する届出書」の提出により、保護者からの連絡のあった翌日以降から、連続5回以上の欠食について、食材の注文が変更できた日より、返金いたします。ただし、前もって申し出がない場合には返金できません。

返金額：食材の注文が変更できた日からの欠食回数×1食単価

1食単価は、低学年235円、中学年255円、高学年280円

2 学級閉鎖（学校・学年閉鎖を含む）による欠食の場合

返金額：食材の発注変更ができた日の欠食回数×1食単価

3 転出入について

転出入児童の場合は、日割りで返金及び徴収いたします。

4 返金方法

原則として、年度末に給食費引き落とし口座へ振り込みます。手数料66円は保護者負担となりますのでご了承ください。場合によっては、現金で返金させていただくことがあります。その際は学校へお越しいただき返金の受取と受領書のご記入をお願いいたします。

以上

*ご不明な点についてはご連絡ください。

TEL 03-3773-3965